

京都橘大学大学院学則

最近改正2016年4月25日

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本大学院は、教育基本法および学校教育法の規定に基づき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。
- 2 本大学院に修士課程および博士課程を置く。
- 3 修士課程は、学部教育の基礎の上に、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養うものとする。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検・評価)

- 第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の維持向上を図り、前項の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。
- 2 前項の自己点検・評価の実施に関しては、別に定める。

第2章 組織および標準修業年限

(課程)

- 第2条 本大学院に次の研究科・専攻を置く。

文学研究科	博士課程	歴史文化専攻
現代ビジネス研究科	修士課程	マネジメント専攻
文化政策学研究科	博士後期課程	文化政策学専攻
看護学研究科	博士課程	看護学専攻
健康科学研究科	修士課程	健康科学専攻

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 3 博士課程は、これを標準修業年限2年の前期課程および標準修業年限3年の後期課程に区分し、標準修業年限2年の前期課程を修士課程として取扱う。
- 4 第2項の規定にかかわらず、看護学研究科博士前期課程において、その標準修業年限を3年、博士後期課程において4年とすることができる（「長期履修」という。）。
- 5 修士課程および博士前期課程、博士後期課程の在学期間は標準修業年限の2倍を超えてはならない。ただし、長期履修の場合において、博士前期課程の在学期間は5年、博士後期課程の在学期間は7年を超えてはならない。

(研究科の目的)

- 第2条の2 前条に定める各研究科および専攻の人材養成上の目的は、次の各号のとおりとする。
- (1) 文学研究科歴史文化専攻は、歴史文化の分野において、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者および高度専門職業人を養成することを目的とする。
- (2) 現代ビジネス研究科マネジメント専攻は、営利・非営利組織等のマネジメント分野において、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者および高度専門職業人を養成することを目的とする。
- (3) 文化政策学研究科文化政策学専攻は、文化政策学の分野において、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者および高度専門職業人を養成することを目的とする。

- (4) 看護学研究科看護学専攻は、崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、深い学識を教授し、看護学における高度な専門性、卓越した看護実践能力および先駆的な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
- (5) 健康科学研究科健康科学専攻は、こころとからだに多角的な視点から科学的にアプローチし、現代社会に生きる人々の心身の健康の向上と新しい生き方の創出に資することのできる、卓越した専門性と実践能力を有する人材を養成することを目的とする。

第3章 収容定員

(収容定員)

第3条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

文学研究科	入学定員	収容定員
博士前期課程 歴史文化専攻	6名	12名
博士後期課程 歴史文化専攻	2名	6名
現代ビジネス研究科	入学定員	収容定員
修士課程 マネジメント専攻	6名	12名
文化政策学研究科	入学定員	収容定員
博士後期課程 文化政策学専攻	5名	15名
看護学研究科	入学定員	収容定員
博士前期課程 看護学専攻	8名	16名
博士後期課程 看護学専攻	3名	9名
健康科学研究科	入学定員	収容定員
修士課程 健康科学専攻	12名	24名

第4章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを前期、9月21日から翌年3月31日までを後期とする。

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日および創立記念日（10月20日）
- (2) 春期休業 3月下旬から4月上旬まで
- (3) 夏期休業 7月中旬から9月中旬まで
- (4) 冬期休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 学長は、必要により前項第2号から第4号までの休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、または休業日における授業等を行わせることができる。

第5章 教育課程

(教育課程)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第8条 各研究科の専攻別授業科目、単位および履修方法は、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅱ-2、別表Ⅲおよび別表Ⅳのとおりとする。

(単位数)

第9条 修士課程および博士前期課程においては、学生は当該専攻の授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻担当の指導教授が、当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学部の授業科目を指定して履修させ、これを修士課程および博士前期課程の単位とすることができる。

第9条の2 前条に関わらず、看護学研究科博士前期課程専門看護師コースにおいては、学生は当該専攻の授業科目について、40単位以上を修得しなければならない。また、健康科学研究科修士課程臨床心理学コースにおいては、学生は当該専攻の授業科目について、38単位以上を修得しなければならない。

第9条の3 博士後期課程においては、学生は当該専攻の授業科目について、文学研究科は16単位以上、文化政策学研究科は4単位以上、看護学研究科は14単位以上を修得しなければならない。

第10条 大学院委員会が教育上有益と認めた場合に限り、学生は、他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。この場合、履修した科目の単位は、大学院委員会の議に基づき、修士課程および博士前期課程においては10単位を超えない範囲で、文学研究科博士後期課程においては4単位を超えない範囲で、それぞれ課程修了の所定単位として認定する。

2 大学院委員会が教育上有益と認めた場合に限り、学生は他の大学の大学院または研究所等において1年を超えない期間、必要な研究指導を受けることができる。

3 第1項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合にも準用する。

第10条の2 研究科が教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教職課程)

第11条 本大学院修士課程および博士前期課程において、教育職員免許状授与の所要資格を所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に基づく所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院修士課程および博士前期課程において、当該所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等の種類は、次のとおりとする。

		免許状の種類	教科
文学研究科	歴史文化専攻		
		中学校教諭専修免許状	社会
			国語
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
			国語
看護学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状	書道

第6章 課程修了の認定および学位の授与

(単位の認定)

第12条 本大学院において、所定の科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(課程の修了)

第13条 修士課程および博士前期課程に標準修業年限以上在学し、文学研究科、現代ビジネス研究科、看護学研究科研究コース、健康科学研究科理学療法学コースおよび心理学コースは所定の科目を30単位以上修得、健康科学研究科臨床心理学コースは所定の科目を38単位以上修得、看護学研究科専門看護師コースは所定の科目を40単位以上修得し、かつ必要な研究指

導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格した者には、修士の学位を授与する。

- 2 前項において、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ適当と認めた場合、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができ、当該審査および最終試験に合格した者には、修士の学位を授与する。

第13条の2 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の科目を文学研究科は16単位以上、文化政策学研究科は4単位以上、看護学研究科は14単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格した者には、博士の学位を授与する。

(学位)

第14条 学位の種類および名称は、次のとおりとする。

文学研究科

博士前期課程	歴史文化専攻	修士（文学）
--------	--------	--------

博士後期課程	歴史文化専攻	博士（文学）
--------	--------	--------

現代ビジネス研究科

修士課程	マネジメント専攻	修士（マネジメント）
------	----------	------------

文化政策学研究科

博士後期課程	文化政策学専攻	博士（文化政策学）
--------	---------	-----------

看護学研究科

博士前期課程	看護学専攻	修士（看護学）
--------	-------	---------

博士後期課程	看護学専攻	博士（看護学）
--------	-------	---------

健康科学研究科

修士課程	健康科学専攻	修士（健康科学）
------	--------	----------

第15条 学位およびその授与については、京都橘大学学位規程で定める。

第7章 入学、休学、退学および復学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は4月とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上の支障がないときは、後期のはじめに入学することができる。

(入学資格)

第17条 修士課程および博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める

日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、満22歳に達した者

第17条の2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

(1) 修士の学位または専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学願)

第18条 入学志願者は、本大学院所定の手続によって願い出るものとする。

(入学試験)

第19条 入学志願者に対しては、学力検査を行い、かつ出身大学長の提出する調査書等を総合して、入学者を決定する。

2 前項の考査方法、時期については、その都度定める。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、指定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

2 前項の手続を完了しないときは、入学許可を取り消すことがある。

(休学)

第21条 病気その他の理由により休学を希望する者は、保証人連署の上、理由書を添えて願い出て、許可を得なければならない。

2 休学は当該年度限りとする。ただし、特別の事情のある場合は、引続き1年に限り許可することがある。

3 休学の期間は、通算して修士課程および博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 病気その他の理由により退学を希望する者は、保証人連署の上、理由書を添え願い出て、許可を得なければならない。

2 正当な理由により退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り許可することがある。

第8章 科目等履修生、委託生および外国人留学生

(科目等履修生)

第23条 研究科修士課程および博士前期課程における授業科目のうち、1科目または数科目の選択履修を希望する者があるときは、1年度につき12単位以内で、正規の学生の修学に支障がない場合に限り、選考の上、大学院委員会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第24条 他大学の大学院および公共団体その他の機関から本大学院研究科への修学を委託されたときは、大学院委員会の議を経て、修学を許可することができる。

2 前項の修学の許可および単位認定等の申請については、大学間の協定に定めるもののほか、大学院委員会の定めるところによるものとする。

(準用条項)

第25条 科目等履修生および委託生の入学資格は、本大学院学則第17条第1号から第3号および第17条第6号を準用する。

(外国人留学生)

第26条 外国人で、本大学院に入学しようとする者は、選考の上、大学院委員会の議を経て外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生の入学手続およびその取扱いは、京都橘大学学則第45条、第45条の2および第46条を準用する。

第9章 研究生

(研究生)

第27条 修士の学位を有する者、またこれと同等以上の学力があると認められる者で、本大学院修士課程および博士前期課程においてさらに特定の専門分野の研究を願い出る者があるときは、選考の上、大学院委員会の議を経て研究生として受入を許可することがある。

2 研究生に関しては、本大学院研究生規程の定めるところによる。

第27条の2 本大学院博士後期課程に標準修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者で、本大学院博士後期課程において博士論文作成のための研究を願い出る者があるときは、選考の上、大学院委員会の議を経て研究生として受入を許可することがある。

2 研究生に関しては、本大学院研究生規程の定めるところによる。

第10章 入学検定料、入学金および授業料

(入学検定料および学費)

第28条 入学検定料および学費は、別に定める。

2 既納の入学検定料・入学金および授業料は返還しない。ただし、授業料については、本大学院が定める所定の期限内に入学を辞退する旨の申し出があった場合に限り返還することがある。

3 本大学院の修士課程および博士前期課程を修了し、引続き博士後期課程に入学する者については、入学金を徴収しないものとする。

第11章 教員組織

(教員)

第29条 本大学院の授業および研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任講師に授業の担当を委嘱することができる。

(研究科長等)

第30条 本大学院各研究科に研究科長を置く。研究科長は、研究科の学務を管掌する。

2 大学院事務の執行は、学部の事務組織があたる。

第12章 運営組織

(大学院委員会)

第31条 学長は大学院の運営を統括する。

- 2 本大学院に大学院委員会を置き、大学院委員会は、学長、教務部長、各研究科長、学生部長、学術情報部長、入学部長および各研究科から選出された委員をもって構成する。
- 3 大学院委員会は学長が招集し、議長は学長があたる。

第32条 大学院委員会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学および課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 大学院の機構、組織および制度に関する事項
 - (4) 大学院担当教員の人事のうち教育研究業績の審査に関する事項
 - (5) 大学院の教育課程に関する事項
 - (6) 学生補導および身分に関する重要な事項
 - (7) その他、学長が大学院委員会の意見を聞くことが必要と定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、大学院委員会が審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる事項については、別に定める。

(研究科会議)

第33条 研究科に研究科会議を置く。

- 2 研究科会議は、大学院授業担当の専任教員をもって構成する。
- 3 研究科会議は研究科長が招集し、議長は研究科長があたる。
- 4 研究科長は、大学院授業担当の専任教授の中より選出した者を学長が理事長に推薦し、理事長が任命する。ただし、学部長の兼任を妨げない。

第34条 研究科会議は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 課程修了認定に関する事項
 - (2) 研究科の教育課程に関する事項
 - (3) その他、学長が研究科会議の意見を聞くことが必要と定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、研究科会議が審議し、学長が必要に応じて意見を聞く事項については、別に定める。

第13章 研究指導施設

(研究指導施設)

第35条 本大学院に大学院学生のための研究室を置く。

- 2 学部の施設は、必要に応じて大学院の授業および研究指導のために用いることができる。

第14章 雑 則

(準用)

第36条 本学則に定めていない事項については、京都橘大学学則を準用する。

第37条 この学則の変更は、大学院委員会の議を経て理事会が行う。

- 2 前項にかかわらず、第31条から第34条については、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成14年7月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成18年7月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第2条、第3条、第9条の2、第13条の2、第14条の改正は、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。看護学研究科修士課程について、改正後の学則に関わらず、当該研究科修士課程に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第2条、第2条の2、第3条、第8条、第11条第2項、第13条、第14条、第17条、第17条の2の改正は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学研究科博士前期課程歴史学・文化財学専攻、文学研究科博士後期課程歴史学・文化財学専攻、文学研究科修士課程、文化政策学研究科博士前期課程について、改正後の学則にかかわらず、在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。